

(有)静岡健康企画 ことぶき薬局 TEL055(977)6024 たまち薬局 TEL054(251)1678
ひまわり薬局 TEL053(463)4312 みかん薬局 TEL053(584)2230 いちご薬局 TEL055(946)6430

令和6年10月より、先発医薬品を希望される方には 自費負担が発生します！（選定療養費制度）

選定療養費制度とは、健康保険に加入している患者さんが、保険適用の治療と併せて追加費用を負担すれば、保険適用外の治療を受けることができる制度です。今までの制度の具体例では、『入院で個室を選んだ時の差額ベッド代』や『200床以上の病院に紹介状なしでの初診料』などの追加費用があります。



「先発医薬品（いわゆる長期収載品）の選定療養」とは、販売開始後一定期間を経過、あるいは切り替えが進んだ後発医薬品のある先発医薬品について、患者さん自らが先発品を選択した場合に、後発品との差額の一部を自費負担してもらい、今までよりも負担額が増える制度です。

ただし、以下の場合には選定療養の対象から外れ、引き続き保険給付となります。

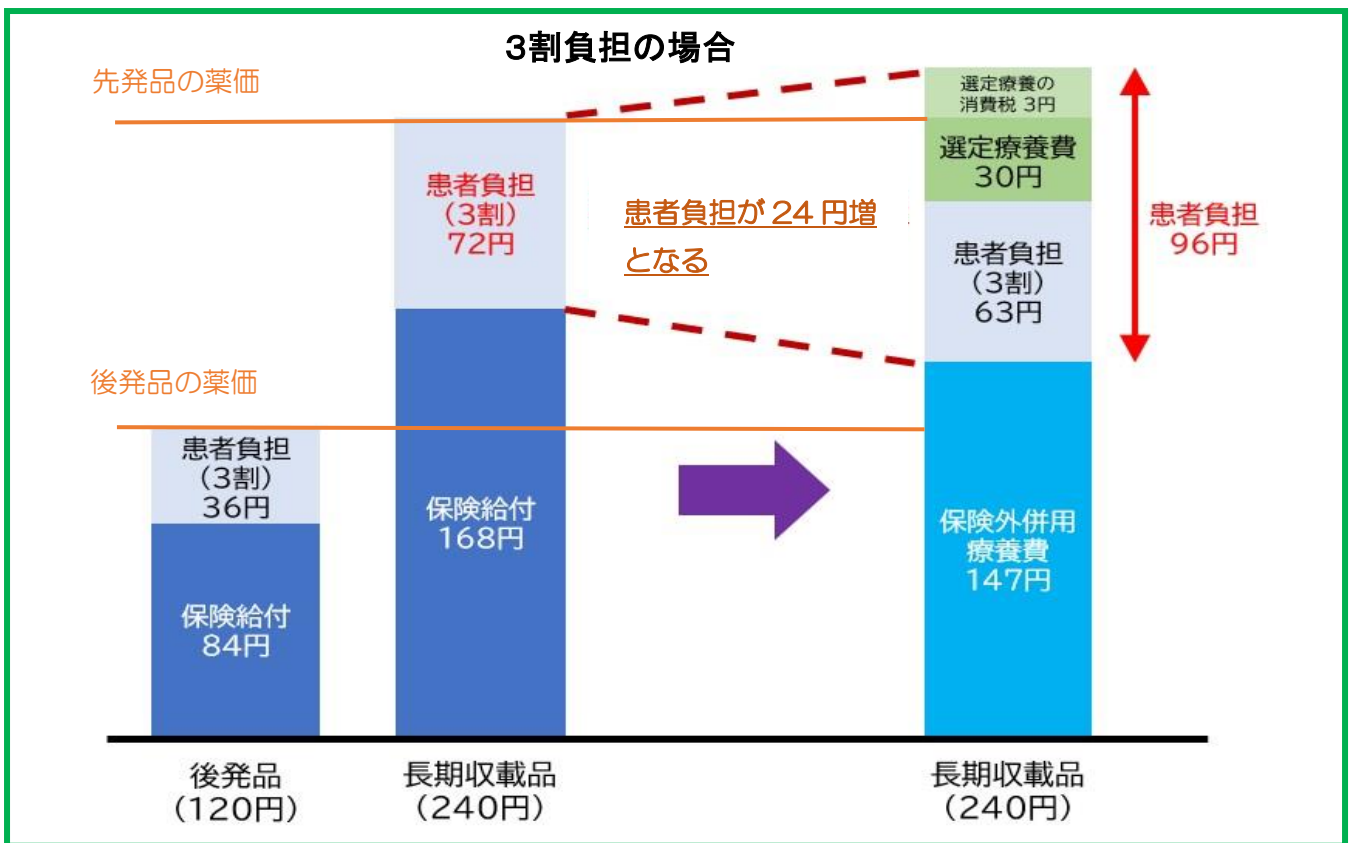
- ① 医師が医療上の必要性があると認め、後発品への変更不可とした場合
- ② 薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合
- ③ 剤形や効能・効果の差異等の理由で、後発医薬品では適切な服用が困難であり、先発品を使用すべきと薬局薬剤師が判断した場合（※使用感が違うという理由ではダメ）

☆国や自治体の公費負担医療制度の対象となっている患者さん(小児、重度障害者等)が先発品を希望した場合についても、他の患者さんと同様に、選定療養の対象となり負担が発生します。生活保護の方では対象とならず、必ず後発品での処方(調剤)となります。



先発医薬品（長期収載品）の保険給付と選定療養の負担についてのイメージ

- ① 「長期収載品」の1,095品目が、選定療養の対象としてリストアップ
- ② 「長期収載品」と「最高薬価の後発医薬品」との価格差の3/4までが保険給付の対象
→ 即ち、先発品と最高薬価の後発品との価格差の四分の一が選定療養費になります
- ③ 「選定療養」の部分には、10%の消費税が課税されます



具体的な負担額の例 (概算)

後発品

- ① アレグラ錠 60 mg 2錠 1日2回朝夕食後 30日分
- ② キプレス細粒 4 mg 1包 1日1回寝る前 7日分
- ③ ヒルドイドソフト軟膏 100g 1日数回塗布
- ④ モーラステープL40 mg 35枚 1日1回貼付

- フェキソタジン錠 60 mg
- モンテルカスト細粒 4 mg
- ハリア類似物質油性クリーム
- ケトプロフェンテープ 40 mg

処方	負担割合	選定療養費	選定除く保険費用	従来の保険費用	増額
①	3割	330円	540円	540円	330円
①	1割	330円	180円	180円	330円
②	小児(受給)	77円	0円	0円	77円
③	3割	352円	459円	555円	256円
③	1割	352円	153円	185円	320円
③	小児(受給)	352円	0円	0円	352円
④	3割	33円	294円	300円	27円
④	1割	33円	98円	100円	31円
④	小児(受給)	33円	0円	0円	33円

※上記表のように、負担割合に関係なく選定療養費(自費負担額)は、同額となります。

制度導入に至った国のねらい!?

日本では、高齢化等により医療費の増大が続いており、医療費の適正化が議論されています。しかし一方で、新薬には高薬価(例: 3日治療薬 19,805円/日)がつき医療費を圧迫しています。今回の制度は先発品と後発品の差額の1/4程度が自費負担となりましたが、これをきっかけに、今後更なる自己負担増が行われかねません。

私たち民医連薬剤師は、医療費削減政策に反対する運動を継続しています。

文責: 林(たまち薬局)